

八王子市公園アドプト制度のご案内

八王子市では、市民のみなさんと市の協働による公園維持のあり方をもとめて、八王子市公園アドプト制度を実施しています。ぜひ、市民のみなさんの参加をお待ちしています。ここでは、制度の内容についてご案内します。

あなたも参加してみませんか？

1. 制度の名称
『八王子市公園アドプト制度』
2. 対象とする公園等
八王子市が管理している公園・緑地（都市公園）、遊び場（児童遊園・まちの広場）。合計 900 箇所以上。
3. 参加を募集する団体
（以下では、参加団体と呼びます）
5名以上で構成された団体が対象です。
4. 活動の期間
合意日が属する年度を初年として
3年目の年度末までです。（更新可）
5. Q&A



（写真：緑地内で竹林整備作業中の団体）

Q1. 公園アドプト制度ってなに？

公園アドプト制度 とは、参加する市民のみなさんに公園の維持活動を行っていただき、市がその活動を支援する制度です。身近な公園の清掃や除草などをボランティア活動として実施することで、美化意識の向上や公園への愛護心、また、地域コミュニティの形成などの効果が期待されます。

※ アドプト制度の活動は、無償です。

Q2. 例えば、どんなことをするの？

活動内容 は、参加団体や公園によって異なります。

活動例：清掃、除草、剪定、花壇づくり、樹木の手入れ、動植物の保護育成活動、施設の見回りなど

Q3. 市からは、どのような支援をしてくれるのですか？

市の支援 は、次のものです。

- 用具等の支給
- 活動中の事故に対する保険対応
- ごみ等の処理
- 活動時に身につける腕章等の貸与
- 参加団体名等を表示する看板の設置
- その他、市長が必要と認めた事項

（裏面に続きます）

Q4. この制度に参加すれば、公園を使って自由な活動をして良いのですか？

この制度は、公園の維持活動だけでなく、地域コミュニティの形成や特色ある個性的な公園づくりを目指しています。

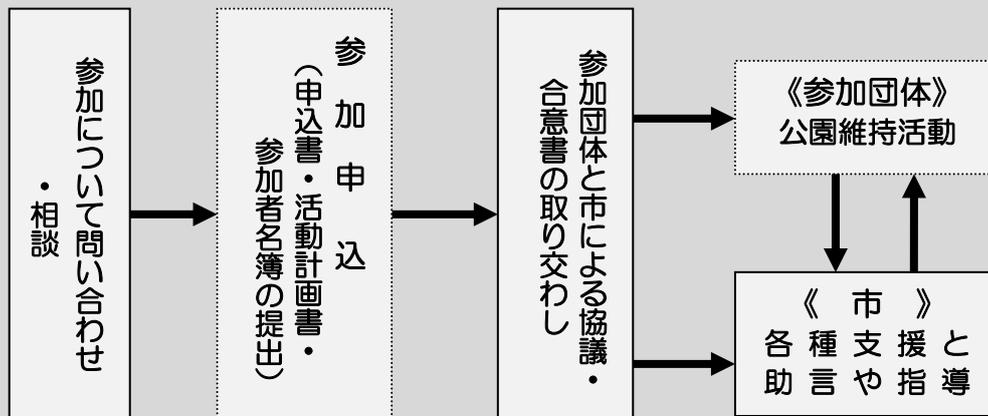
例えば、次のような **自由な活動** が考えられます。

- ・公園の一面に花壇をつくり季節の花を植える。
- ・参加団体が主催するイベントの開催をする。
- ・里山活動を行う。

※ 内容によって、市への事前相談が必要です。

Q5.参加するには、どうしたら良いですか？

公園アドプト制度に参加するには、次のような手続きがあります。
参加してみたいと思ったら、まずは市へご連絡ください。



※ 常時、参加を受け付けています。

Q6.活動開始後の手続きは、どのようなものがありますか？

活動開始後の手続きは、次のものがあります。

- ① 3年に一度、合意の期間の更新手続き
…対象団体には、事前にお知らせをします。
- ② 毎年度末、1年間の活動実績について「活動報告書」を提出
…全団体に、事前に提出のお知らせをします。
- ③ 登録内容に変更が生じる場合、「団体登録内容変更届出書」を提出

※ ①～③が適正に実施されなかった場合、合意を取り消す場合があります。

6. 公園アドプト制度についてのお問い合わせ先

八王子市まちなみ整備部公園課

電話：042-620-7269～71

所在：〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号（本庁舎）